

# 設備投資で節税を

➡ 設備投資をする際に2つの税制優遇が受けられます。

▶ ①先端設備導入計画

固定資産税（地方税）の税制優遇

賃上げ方針あり  
→ 最大5年間1/3に  
賃上げ方針なし  
→ 3年間1/2に

▶ ②経営力向上計画

取得価額最大  
10%  
税額控除

取得費用  
全額費用計上

※スケジュールがタイトです！

- ・ 先端設備導入計画の場合・・・設備の取得前に計画の認定を受けることが**必須**です。
- ・ 経営力向上計画の場合・・・**取得後60日**までに認定申請が必要  
**決算日**までに認定を受ける必要があります。

# 設備投資で節税を

➡ 例えば、800万円の設備投資をする際は・・・

▶ 前：先端設備導入計画

固定資産税（地方税）の税制優遇

▶ 後：経営力向上計画

賃上げ方針あり  
→ 最大5年間1/3に  
賃上げ方針なし  
→ 3年間1/2に

28万円  
軽減

取得価額最大  
10%  
税額控除

80万円  
軽減

OR

取得費用  
全額費用計上

176万円～264万円  
今期の法人税軽減

※スケジュールがタイトです！

- ・ 先端設備導入計画の場合・・・**設備の取得前**に計画の認定を受けることが**必須**です。
- ・ 経営力向上計画の場合・・・**取得後60日**までに認定申請が必要  
**決算日**までに認定を受ける**必要があります**。

# 設備投資で節税を

➡ 例えば、800万円の設備投資をする際は・・・

▶ ①先端設備導入計画

固定資産税（地方税）の税制優遇

▶ ②経営力向上計画

賃上げ方針あり  
→ 最大5年間1/3に  
賃上げ方針なし  
→ 3年間1/2に

28万円  
減税

取得価額最大  
10%  
税額控除

80万円  
減税

OR

取得費用  
全額費用計上

176万円～264万円  
今期の法人税軽減

※スケジュールがタイトです！